



1994(平成6)年9月30日

栃木県知事
渡辺文雄様

社団法人 新日本建築家協会
関東甲信越支部
支部長 斎藤孝
保存問題委員会
委員長 夏目豊
JIA栃木クラブ
代表 小西敏正

要　望　書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。貴県におかれましては、めざましい発展を続けられることに深い敬意を表します。また日頃より本会と会員に対しご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴県では新庁舎の建設とその周辺の整備計画にともない、現庁舎に対する様々な検討が加えられ、審議が行われたことと伺っております。諸施設を取り込むための敷地の広さ、新庁舎の機能充実のための必要床面積の確保、関連する庁舎以外の建物計画、既存建物の取扱い等に、多くの解決すべき要因があることも聞き及んでおります。その上で、先般、要望書を提出いたしました現庁舎の保存について、再度要望書を提出させていただくことをお許し下さい。

栃木県の歴史とともに存在してきた貴重な建物であること、貴県が誇る建築家・教育者で早稲田大学の建築学科を創設した佐藤功一氏の作品であることなどによる貴重な歴史的、文化的財産としての現庁舎を保存活用し、新庁舎建設の中に取り込んで計画が行われるよう、切に希求いたしたいことは、前に申し上げたとおりです。

現庁舎は大変良好な維持管理がされていますので、使い続けることに困難がともなう状況ではないと思われます。全体計画の中で新しい役割と使用目的を考えられれば、そのための改修方法、保存活用をする方法、必要な機能の再整備等は十分可能ではないでしょうか。また新しく計画される諸施設との関連から、建物全体ではなくとも部分保存の方法も十分検討の価値があると思います。

形ある古き良きものの伝統を持続することは、文化の伝承でもあります。再構築され県都の象徴に新しい生命が与えられて蘇れば、県民の皆様が長く見慣れてきた県庁を中心とする風景の、強い記憶を継承することができましょう。また、そのことによって新しい名所となることを願っております。

建物を創る行為を通して社会に貢献することが、私たち建築家の役割である一方、建物が健全な形で維持管理され、使い続けられることを願うものもあります。建物はその誕生から生命が与えられ、生き続けることが本来の姿です。創る行為には使い続けられる前提があり、創造と保存は同義であります。現庁舎の建設当時は社会情勢が経済的に非常に困窮していた時代で、その困難を県民挙げて乗り切って完成させたと聞きます。以来、貴県では幾星霜大切に管理し、丁寧に使ってこられたことだと思います。貴庁を訪れるごとにそのことを物語ってくれます。歴史を経た建物がこれだけ充分にメンテナンスされ、使いこなされていることは大変貴重なことです。愛着をもって使い続けられてきた実際を見るにつれ、深い感銘を受けるものです。

貴県におかれまして今後、現庁舎の活用のために当面する建築上の課題につき、当支部及び県クラブでお役に立てますよう、全面的に協力させていただく所存です。

敬具